

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-③)

政策名(※1)	政策3: 行政評価等による行政制度・運営の改善		分野	行政改革・行政運営		
政策の概要	東日本大震災の影響を踏まえた喫緊の対応を進めつつ、各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査の実施により、行政制度・運営の見直し・改善を推進するほか、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価の推進や、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあつせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あつせん等を実施。					
基本目標 【達成すべき目標】	行政評価機能の更なる発揮を通じて聖域なく行政運営を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現を図る。					
政策の予算額・執行額等			21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	710,440	690,363	617,440	689,522
		補正予算(b)	0	0	-85	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	710,440	690,363		
執行額(千円)		605,374	558,739			
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	-	-	-			

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
政府内における第三者的な 評価専門機関として、各府 省の政策・業務の実施状況 について、各府省の課題や 問題点を実証的に把握・分 析し、その結果に基づき改 善方策を提示することによ り、行政制度・運営の見直 し・改善を推進する	1 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	平成22年度に着手した調査5本のうち、1本(国の行政機関の法令等遵守(会計経理の適正化等)に関する調査(H22.7.13)について、おおむね22年度目標設定表に定めるテーマごとの目標どおり勧告を行った。 【22年度】	・平成22年度に調査に着手した4本(既に勧告を行った1本を除く。)のうち3本については、23年度末までに勧告等を行った。残る1本については、24年4月に勧告を行った。 ・平成23年度の新規着手予定テーマについては、全て23年度内に調査に着手するとともに、それぞれの適期に勧告等を行えるよう調査を進めた。 (別紙参照) 【23年度】	平成22年度に調査に着手した4本(既に勧告を行った1本を除く。)及び23年度の新規着手テーマについて、それぞれのねらいに応じた適期に勧告等を行えるようにすること(別紙参照) 【23年度】
	2 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率 85.4%(平成22年度に2回目のフォローアップを行った勧告10本分の指摘事項数(560)に対する改善措置済みの事項数(478)の割合) また、勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、政策や業務の特性に応じて定量的に把握した。 【22年度】	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率 98.2%(平成23年度に2回目のフォローアップを行った勧告9本分の指摘事項数(330)に対する改善措置済みの事項数(324)の割合) また、平成23年度に行った勧告等のフォローアップ17本(1回目:8本、2回目:9本)において、勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、政策や業務の特性に応じて定量的に把握した。 (例) 「在外公館に関する行政評価・監視」における定員の合理化予定人数等(別紙参照) 【23年度】	行政運営の効率化・適正化等に係る効果を政策・業務の特性に応じて定量的に把握すること 【23年度】
政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たす	3 各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率	77% (抽出方法) 各府省の震災対応状況等を踏まえ、簡易な方法により確認することとし、各府省別、研究開発・政府開発援助・新規事業評価・各公共事業等別に評価書を計100件抽出して確認した。 【22年度】	78% (抽出方法) 各府省の震災対応状況等を踏まえ、簡易な方法により確認することとし、各府省別、研究開発・政府開発援助・新規事業評価・各公共事業等別に評価書を計100件抽出して確認した。 【23年度】	100% 【23年度】
	4 目標管理型の政策評価の改善の推進状況	試行的取組の実施に向けて、各行政機関と調整 【22年度】	メリハリのある分かりやすい政策評価の実現のため、標準的指針として、平成24年3月27日に「政策評価の実施に関するガイドラインの一部改正」及び「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」を取りまとめた。 【23年度】	試行的取組の実施状況を把握した上で、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、次年度以降の取組について所要の結論を得る 【23年度】

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進する	5	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	33件 【22年度】	36件 【23年度】	30件以上 【23年度】
	6	行政評価局(管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。)受付の相談件数のうちの苦情件数	2,871件 【22年度】	2,243件 【23年度】	2,400件以上 【23年度】
	7	行政相談委員が管区行政評価局又は行政評価事務所に処理協力を求めた相談件数	1,518件 【22年度】	1,076件 【23年度】	1,030件以上 【23年度】
	8	行政相談委員法第4条に基づく意見の提出件数	274件 【22年度】	255件 【23年度】	180件以上 【23年度】
	9	行政相談委員との協働(行政相談委員制度50周年記念事業への行政相談委員の参画率)	—	89% 【23年度】	80%以上 【23年度】
	10	震災関係の特別行政相談所の開設箇所数(4月～10月)	—	119箇所 【23年度】	50箇所以上 【23年度】
	11	震災関係の特別行政相談所における平均相談件数	—	55件 【23年度】	40件以上 【23年度】
年金記録に関するあっせん等の実施により、年金制度に対する信頼回復に貢献する	12	年金記録に関するあっせん等の実施	申立事案の受付からあっせん等まで約6か月(平成22年12月調査時点) 【22年度】	申立事案の受付からあっせん等まで5.2か月(157日)(平成24年4月調査時点) 【23年度】 (測定方法) 全国50委員会ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類(※)ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの。 ※ ①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類	申立事案の受付からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間(全国平均)を、約6か月以内とすること 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・行政評価局調査については、迅速かつ確かな実施に関しては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、調査対象機関の調査の時期に配慮が必要であったことなどから、調査、取りまとめが遅れ、当初目標とした時期までに報告できなかったものもあったが、中間報告を公表して自主的な改善が図られるよう工夫するなどした。また、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善に関しては、報告等に対する改善措置率を把握するとともに、報告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、平成23年度に行った報告等のフォローアップにおいて、政策や業務の特性に応じて、行政運営の効率化・適正化等に係る効果を定量的に把握したこと等により、目標を一定程度達成することができた。</p> <p>・政策評価の推進については、使用したデータ又はその所在情報の記載率の目標を達成することはできなかったが、これは「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の趣旨が十分には定着していないためと考えられる。しかしながら、目標管理型の政策評価の改善の推進状況について、平成24年度からの取組についての標準的な指針を策定したこと等により、目標の達成に向けて一定程度進捗したと考えられる。</p> <p>・行政相談の推進については、外国人向けの相談所や交通不便の悪い離島での相談所を開設するなど、相談受付の新たな機会を拡充したが、結果的には苦情件数の増加に結び付かず、相談件数のうちの苦情件数の目標を達成することができなかったが、震災時の特別行政相談所の開設について、従来から、関係行政機関と申合せをしていたほか、被災者の利便を考慮し、仮設住宅付近に特別行政相談所を複数回開設するなど、きめ細やかな相談活動を実施したこと等により、目標をおおむね達成することができた。</p> <p>・年金記録に関するあっせん等の実施については、申立事案の受付からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間(全国平均)について、処理の進捗状況を管理し、迅速かつ効率的な処理に努めたことにより、目標を達成することができた。</p>
------------	---------	--

<p>政策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価局調査については、調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、より有効に活用されるものとなるよう、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮という課題が認められることから、更に工程管理を適切に行い、各調査の内容に応じて適期に勧告等を行うこととする。なお、調査の進捗状況を踏まえ、早急な対応が求められるものなど、内容や必要性に応じ、随時勧告等を行うほか、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとまり次第、公表する。 ・政策評価の推進については、使用したデータ又はその所在情報の記載率に関しては、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の趣旨が十分には定着していないため目標を達成できなかったと考えられることから、フォローアップ等を通じて、同ガイドラインの更なる定着に努め、記載率の向上を図っていく必要がある。また、目標管理型の政策評価の改善の推進状況に関しては、目標どおり改善方策を取りまとめたところであり、今後、当該方策が円滑に実施されるよう、着実に取り組んでいくとともに、実施状況を踏まえて更なる改善を図っていく必要がある。 ・行政相談の推進については、行政相談事案等の調査・分析の充実など処理の充実・向上を図る「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」(H22.5策定)による重視すべき成果について目標を設定したところ、おおむね目標を達成できたことから、一定の効果があつたと評価できる。行政相談の総処理件数は、平成22年度176,531件に対し、23年度185,053件と前年度比で増加したが、相談件数のうちの苦情件数は目標を達成できなかった。これについては、相談受付の新たな機会を更に拡充するとともに、行政相談により得られる情報の調査・分析等、内容面での充実を図ることにより、当該件数の増加に結びつくものとする。 また、平成23年度については、行政相談委員制度50周年及び東日本大震災の被災者への対応についての目標も設定したが、これらについて、目標を達成することができたことから、一定の効果があつたと評価できる。引き続き、東日本大震災の被災者相談への対応状況を踏まえ、これまでの活動実績の分析や地方公共団体を含む関係者の意識調査等を通じ、災害の類型に応じた活動の在り方の研究を行うことにより、特別行政相談活動をより適切かつ効果的に展開する。 ・年金記録に関するあっせん等の実施については、申立事案の受付からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間(全国平均)の目標を達成しており、年金制度に対する信頼回復のための着実な取組がなされていると認められる。
-------------------	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>本評価書について、平成24年7月、鳥取大学地域学部小野達也教授に御覧いただき、御意見をいただいた。評価書全体について、「簡素な様式を用いて、わかりやすい表現で述べられており、目標管理型の政策評価の趣旨である簡素合理化が実現している一方、事前の想定のみ示している、目標設定表(24年度以降は事前分析表)に一定の基本情報が示されているものの、一部の指標については、必ずしも明確に説明されているとはいえない箇所もあった。また、政策の効果については、わかりやすく端的な指標で説明されている点が評価できる一方、その実績値や目標の達成度合いの記述からは、政策・施策の評価が十分にされていないと考えられる指標も見られた。なお、測定指標1については、「別紙」において、調査テーマごとに目標と実績が簡潔かつ丁寧に説明されており、読む者の理解を助けるものとなっている。」との御意見をいただいた。</p> <p>個別の指摘事項として御意見をいただき、評価書に反映させた主なものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標2について、改善措置率は、分子・分母の値も合わせて示すべきである。また、定量的に把握の内容が、具体的に示されるべきである。具体的なデータをできるだけ開示した上で、もう少し具体的な自己評価が望まれる。 ・測定指標3について、割合を正確な値で示した上で、その抽出方法について適切に示すべきである。 ・測定指標12について、具体的な測定方法を示すべきである。 <p>その他、以下のとおり、御意見をいただき、次年度以降の事前分析表、評価書の検討に活用することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標5～8について、平成23年度の目標値が、なぜ22年度の実績値より低いのか、目標設定表を見ても不明である。目標値の考え方について、事前分析表等において説明すべきではないか。 (→これについては、23年度の目標値は、22年度5月に策定した「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」に基づく取組を、前年度に引き続き推進していくという観点から、22年度に設定した目標値を継続したものの、24年度の目標値については、22年度のアクションプラン策定後2年間にわたり、当初に設定した目標をおおむね達成できたことから、改めて前年度(23年度)の実績値以上を目標値として設定したところ。) ・「予算の状況」について、政策の効率に関わるデータでもあり、予算額と執行額の差(不用額)に関する説明がどこかでなされるべきではないか。また、施策ごとの予算額と執行額も示すべきではないか。 <p>また、平成24年8月に明治大学経営学部菊地端夫准教授から御意見を伺い、評価書に反映した。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承) ・目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承) ・各年度の行政評価局調査の結果(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html) ・年金記録に係る苦情あっせん等(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkindaisansha/kujou.html)
----------------------------------	---

<p>担当部局課室名</p>	<p>行政評価局総務課他2課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>行政評価局総務課長 三宅 俊光</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
----------------	---------------------	---------------	----------------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)または実績(値)を記載。

○行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行い、各調査の内容に応じて適時適切な時期に勧告等を行う。なお、調査の進捗状況を踏まえ、早急な対応が求められるものなど内容や必要性に応じ、随時に勧告等を行うほか、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとめ次第、公表する。

(平成22年度に調査に着手したもの)

目標	実績
<p>○ 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査(H22.7～)</p> <p>本行政評価・監視は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、検査への対応や資格取得における受検料、受講料などの負担状況等を把握し、その軽減を図るために実施するものであり、平成23年度からの受講料等の引下げなど利用者の負担軽減に資するよう、速やかに調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視(H22.7～)</p> <p>本行政評価・監視は、高度経済成長期に集中的に整備された国及び地方公共団体等が維持管理する社会資本ストックの現状等を把握するとともに、ライフラインとなっている社会資本、国民の安全・安心にかかわる社会資本を中心に、効率的・効果的な維持管理及び更新等の在り方について検討するものであり、平成24年度予算編成に資するようタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ 公共職業安定所における職業紹介等に関する行政評価・監視(H22.12～)</p> <p>本行政評価・監視は、公共職業安定所における求人開拓及び職業紹介の実施状況、未充足求人への対応状況、NPO等との連携状況等を調査し、公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化及び雇用のミスマッチの縮小に資するために実施するものであり、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、平成23年中のできる限り早期に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.1～)</p> <p>本政策評価は、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、政府における法曹養成制度の在り方の検討を促すよう、平成23年度のできる限り早期に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○ 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査(H22.7～H23.10)</p> <p>本行政評価・監視は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、検査への対応や資格取得における受検料、受講料などの負担状況等を把握し、その軽減を図るために実施するものであり、平成23年度からの受講料等の引下げなど利用者の負担軽減に資するよう、速やかに調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたが、国民、事業者等関係者からの意見要望や総務省政務三役からの指摘を踏まえ、調査対象とする検査・検定制度を増やしたことに伴い、調査、取りまとめに時間を要することとなったほか、東日本大震災の影響により対象機関の調査時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、最終的には平成23年10月に関係府省に対し勧告を行ったところである。 こうした中であって、当初ねらいとしていた「平成23年度からの受講料等の引下げなど利用者の負担軽減に資する」取組として、平成22年12月に中間報告を公表したところである。</p> <p>○ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視(H22.7～H24.2)</p> <p>本行政評価・監視は、高度経済成長期に集中的に整備された国及び地方公共団体等が維持管理する社会資本ストックの現状等を把握するとともに、ライフラインとなっている社会資本、国民の安全・安心にかかわる社会資本を中心に、効率的・効果的な維持管理及び更新等の在り方について検討するものであり、平成24年度予算編成に資するようタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたが、東日本大震災の影響により対象機関の調査時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、調査、取りまとめが予定より遅れ、平成24年2月に国土交通省及び厚生労働省に対し勧告を行ったところである。 平成24年度予算編成に資するタイミングでの勧告ではなかったが、勧告により社会資本の維持管理、更新の重要性が認識され、24年度の予算執行や次の予算編成にいかされていくものと考えている。</p> <p>○ 公共職業安定所における職業紹介等に関する行政評価・監視(H22.12～H24.1)</p> <p>本行政評価・監視は、公共職業安定所における求人開拓及び職業紹介の実施状況、未充足求人への対応状況、NPO等との連携状況等を調査し、公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化及び雇用のミスマッチの縮小に資するために実施するものであり、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、平成23年中のできる限り早期に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたが、東日本大震災の影響により対象機関の調査時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、調査、取りまとめが予定より遅れ、平成24年1月に厚生労働省に対し勧告を行ったところである。</p> <p>○ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.1～H24.4)</p> <p>本政策評価は、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、政府における法曹養成制度の在り方の検討を促すよう、平成23年度のできる限り早期に評価結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたが、東日本大震災の影響により対象機関に対する調査の時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、調査、取りまとめが予定より遅れ、平成24年4月に法務省及び文部科学省に対し勧告を行ったところである。 所期の目標である23年度には勧告できなかったが、法曹養成制度の在り方について検討を続けている「法曹の養成に関するフォーラム」(法務省、文部科学省等関係府省、有識者が参加)の論点整理前に勧告を行ったことで、「政府における法曹養成制度の在り方の検討を促す」とのねらいは果たすことができたものと考えている。</p>

(平成23年度に調査に着手したもの)

目標	実績
<p>○ 自殺予防対策に関する行政評価・監視(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、自殺予防対策に係る関係行政機関の推進体制、自殺の実態等の把握状況等を調査し、「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)の見直し(策定後おおむね5年を目途に見直すこととされている。)に資するために実施するものであり、同大綱の見直しに資するタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ 国等から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)に関する調査(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、国等からの補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況、国等と公益法人の契約の締結状況等を調査し、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)等に沿った取組を着実なものとするために実施するものであり、平成23年度末を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○ 自殺予防対策に関する行政評価・監視(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、自殺予防対策に係る関係行政機関の推進体制、自殺の実態等の把握状況等を調査し、「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)の見直し(策定後おおむね5年を目途に見直すこととされている。)に資するために実施するものであり、同大綱の見直しに資するタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたところ、東日本大震災の影響により対象機関の調査時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、調査、取りまとめが予定より遅れたものの、現在、自殺総合対策大綱の改定、見直し時期を勘案し、平成24年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。 (参考)自殺総合対策大綱の見直しに反映、活用されるよう、24年6月22日に内閣府、文部科学省及び厚生労働省に対し勧告を行った。</p> <p>○ 国等から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)に関する調査(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、国等からの補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況、国等と公益法人の契約の締結状況等を調査し、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)等に沿った取組を着実なものとするために実施するものであり、平成23年度末を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたが、東日本大震災の影響により対象機関の調査時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、調査、取りまとめが予定より遅れ、現在、平成24年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。 (参考)24年7月31日に関係府省に対し、勧告を行った。</p>

(平成23年度に調査に着手したもの)

目標	実績
<p>○ その他の「平成23年度行政評価等プログラム」に掲げるテーマについては、「平成23年度行政評価等プログラム」において東日本大震災の影響に十分配慮して調査に当たることとしているが、できる限り速やかに調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○ 鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視(H23.9～)</p> <p>本行政評価・監視は、鳥獣の生息状況及び農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成23年9月に調査に着手したところであり、現在、平成24年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p> <p>○ 農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視(H23.10～)</p> <p>本行政評価・監視は、農地転用規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図るために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成23年10月に調査に着手したところであり、現在、平成24年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p> <p>○ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.12～)</p> <p>本政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成23年12月に調査に着手したところであり、現在、平成24年度末を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p> <p>○ 医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視(H23.12～)</p> <p>本行政評価・監視は、医薬品等の承認審査の実施状況、後発医薬品の普及促進策の実施状況、医薬品等の副作用等報告の実施状況等を調査し、医薬品等の供給の迅速化の推進、後発医薬品の普及促進及び医薬品等の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係機関の運用の改善のみならず、予算編成にも反映・活用されるよう、平成23年12月に調査に着手したところであり、現在、平成24年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p> <p>○ 高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視(H24.1～)</p> <p>本行政評価・監視は、高齢者等のうち、社会的孤立のリスクが高いとされる者の把握状況、高齢者の社会的孤立を防止する対策の実施状況等を調査し、併せて災害時における高齢者の保護、安否確認体制の整備状況等を調査し、高齢者の社会的孤立の防止対策を推進するために実施するものであり、関係機関における対策の見直しや改善に反映・活用されるよう、平成24年1月に調査に着手したところであり、現在、平成24年12月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p> <p>○外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—(H24.3～)</p> <p>本行政評価・監視は、技能実習生及びEPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ並びに留学生の在籍管理に関する施策を中心として、不正行為の防止や受入れ目的の達成等のための取組状況を調査し、関係行政の改善等に資するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成24年3月に調査に着手したところであり、現在、平成25年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p>

○勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について定量的に把握したもの(例)

「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」(平成22年1月勧告)	事業実績が低調となっている事業については事業の必要性の再検討、必要性が高いものについては事業の促進方策を検討し事業の有効性を向上させることを指摘。 この指摘に対する2回目のフォローアップにおいて、実績が低調な事業、内容が類似する事業の廃止、整理・統合を行ったことを確認し、事業費規模にして、約54億円を削減したことを把握。
「在外公館に関する行政評価・監視」(平成22年5月勧告)	新設在外公館は、一定期間経過後に設置効果を測定、他の在外公館は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その役割や業務の実施体制を見直すこと等を指摘。 この指摘に対する2回目のフォローアップにおいて、在外公館の設置の見直し数(平成23年度:5在外公館を廃止、平成24年度2在外公館を廃止予定)、定員の合理化予定人数(在外公館全体として、平成23年度に70人の定員合理化等、24年度に65人を合理化予定)を把握。
「食品表示に関する行政評価・監視—監視業務の適正化を中心として—」(平成22年9月勧告)	疑義情報を把握した場合は速やかに立入検査等を実施すること等を指摘。 この指摘に対する1回目のフォローアップにおいて、疑義情報の把握から改善確認の実施に至るまでの全工程の進行管理を行い、これを点検する仕組みを設け、疑義情報等の把握から立入検査等までの期間を短縮(他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報の措置に要した期間が、14.5日から6.3日に短縮。一般消費者等から提供を受けた疑義情報を関係機関に回付するまでの期間が、5.1日から4.5日に短縮)したことなどの改善状況を把握。
「職員研修施設に関する調査」(平成22年12月勧告)	稼働率が低調な研修施設(7府省14施設)、民間施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設(6府省14施設)、研修を実施するに当たって必要性の乏しい体育施設(7府省16施設)について廃止、縮小を指摘。 この指摘に対する1回目のフォローアップにおいて、 ・研修施設:平成23年度末廃止(2施設)、施設規模縮小(10施設) ・宿泊施設:廃止済み(1施設)、廃止予定(7施設)、経費縮減等(7施設) ・体育施設:廃止済み(7施設)、廃止予定(5施設) などの改善状況を把握。
「食品流通対策に関する行政評価・監視—食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として—」(平成23年7月勧告)	水産物の直接取引推進事業について、財団法人が水産業協同組合等に対して支給する助成金のうち、使用見込みのない資金を速やかに国に返納させることを指摘。 この指摘に対する1回目のフォローアップにおいて、約14億3千万円を国庫に納入したことを把握。